

発達が気になる幼児の就学相談

阿見町教育委員会 指導室

【例えば…】

- 発達に遅れの疑いがある
- 手や足の動きがぎこちない
- 発音や話し方がはっきりしない
- 情緒が不安定である
- 動き回ってひとつのことに集中できない
- 指示や話の内容が理解できない
- 集団生活や友達との遊びが苦手である



まずは
お気軽に
相談!

【相談先】

- 発達などの相談（主に就学前まで）
→健康づくり課 保健予防係
【さわやかセンター 888-2940】
- 各種支援・手当・手帳の取得・療育などの相談
→社会福祉課 障害福祉係
【阿見町役場 1階 888-1111（内線161）】

随時



教育委員会 指導室 【町役場3階 888-1111（内線324）】

- 就学に関する相談 *電話にて *面談にて
- 幼児教育施設での保育参観
*お子さんが通う幼児教育施設に出向いて、保育の様子を参観したり、担任の先生などと情報交換をしたりします。
- お子さんの特性（得意なこと、苦手なこと）の把握
*必要に応じて、知能検査・発達検査（医療機関などで）

特別支援学校での
体験入学・見学等の
申込みの受付

10月頃



就学時健康診断

- 内科検診 ○歯科検診 ○視力検査 ○聴力検査 ○知能テスト



保護者や幼児教育施設との情報交換

- 知能検査で基準点を下回った場合、阿見町教育委員会（電話 888-1111）より連絡
*普段の家庭や幼児教育施設等での様子、就学についての意見などをお伺いします。
- 通っている幼児教育施設との情報交換

11月第3週



阿見町教育支援委員会

- 医師、学識経験者、町議会議員、特別支援学校、児童福祉施設、小中学校の職員等による会議
- 適した就学先について総合的な判断
 - ・障害の状態
 - ・教育上必要な支援内容
 - ・支援体制の整備状況
 - ・本人や保護者の意見
 - ・参加委員の意見
 - ・その他の事情
- ※学校教育法施行令第22条の3は、特別支援学校就学のための必要条件（総合的判断の際の判断基準の一つ）

12月上旬まで

就学先の最終決定

- *阿見町教育支援委員会での判定の伝達
- *本人・保護者と情報交換、意見の確認 → 就学先の決定

阿見町の小学校

特別支援学校

通常学級

特別支援学級

*知的障害 *自閉症・情緒障害

美浦特別支援学校

*知的障害

つくば特別支援学校

A 知的障害 B 肢体不自由

通級指導教室

※舟島小のみ

児童生徒の様子から学びの場を

柔軟に選べるようにする

霞ヶ浦聾学校

*聴覚障害

水戸盲学校

*視覚障害

友部東特別支援学校

*病弱

小学校入学後も柔軟に見直していく（総合的判断）